



鳥取県公報

平成 28 年 2 月 9 日 (火)
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例（４）（立地戦略課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、補助対象業種に道路貨物運送業を、補助金の加算対象事業に高度な技術が必要な工程を担う企業が行う事業を加える。

2 条例の概要

(1) 企業立地事業補助金の交付対象業種に知事が要綱で定める道路貨物運送業を加える。

(2) 自動車、航空機、医療機器等の設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術を必要とする工程を受け持つ企業に交付する企業立地事業補助金について、投下固定資産額の100分の10及び初年度賃借料の100分の50の合計額（限度額5億円）の加算措置を設ける。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める<u>道路貨物運送業その他の事業（製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」という。）が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）を加算した額以下とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であつて、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める<u>業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p>(3)～(12) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事</u></p>

業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。

- 5 略
- 6 略
- 7 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業 第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。	略
第2条第2号エ及びオに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
略		

備考 略

業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。

- 4 略
- 5 略
- 6 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業 第2条第2号アに掲げる事業	(1) 投資額が1億円（県内中小企業にあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	略
第2条第2号エ及びオに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
略		

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。